

福島県二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関する条例

令和6年10月8日

福島県条例第74号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 気候変動対策推進計画等（第8条－第10条）

第3章 緩和策の推進に関する事項

第1節 事業活動に関する気候変動対策（第11条－第15条）

第2節 交通及び自動車使用に関する気候変動対策（第16条－第21条）

第3節 建築物に関する気候変動対策（第22条・第23条）

第4節 日常生活に関する気候変動対策（第24条－第29条）

第5節 再生可能エネルギー等の利用に関する気候変動対策（第30条－第33条）

第6節 エネルギー使用に起因しない気候変動対策（第34条－第37条）

第7節 森林整備等に関する気候変動対策（第38条－第42条）

第4章 適応策の推進に関する事項（第43条－第46条）

第5章 気候変動対策に関する県民の理解の増進等（第47条－第53条）

第6章 気候変動対策に関する推進体制（第54条・第55条）

第7章 雑則（第56条・第57条）

附則

2011年の東日本大震災は、被害が甚大で、かつ、被災地域が広範にわたる未曾有の大災害であり、特に、本県は、地震及び津波による被害のみならず、それらに伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）により放射性物質が拡散し、深刻かつ多大な被害を受けた。

本県では、今般の原発事故を受け、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会を目指すという理念を掲げ、再生可能エネルギーの推進などを通じ、環境との共生が図られた社会づくりを推し進めている。

世界では、2015年に、様々な環境問題を背景に持続可能な開発目標（SDGs）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年には、世界の平均気温上昇を産業革命以前と比較して2度より十分低く保つとともに1.5度に抑える努力をすることを世界共通の成果目標とした「パリ協定」が発効された。日本政府も目標を定めて温室効果ガスの排出の量の削減に取り組んでいるものの、気象災害の頻発化・激甚化など、大気中の温室効果ガスの増加に伴う地球温暖化に起因するとされる気候変動の影響が世界各地で顕在化している。

また、2021年8月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第6次評価報告書第1作業部会報告書」によれば、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないとされている。

本県においても、令和元年東日本台風など、豪雨等による水害や土砂災害が発生し、県民生活

に深刻な被害をもたらしており、地球温暖化への対処は、私たち一人一人に課せられた喫緊の課題である。

こうした世界の潮流等を迅速かつ積極的に捉え、持続可能で活力ある本県の経済社会を構築し、将来にわたり県民の生命及び財産を守るため、本県でも 2021 年 2 月に、2050 年までのカーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言したところである。

2050 年までのカーボンニュートラルを実現し、人間活動による気候変動への影響を最小限に食い止めるためには、徹底した省エネルギー対策と最大限の再生可能エネルギーの利用などの緩和策と、気候変動の影響に係る被害の防止又は軽減及び気候変動の影響の効果的な活用を図る適応策を両輪として、実効性のある取組を県民総ぐるみで推進することが求められる。

本県は、広大な森林や猪苗代湖、裏磐梯に代表される豊かで美しい自然環境に恵まれ、都市と農山村とが共存する特色ある地域構造を有するとともに、多様な自然や風土が、独自の文化を育んできた。今後は、自然環境や生物多様性の保全等に配慮しつつ、温室効果ガスの吸収源となる森林や豊富な地域資源等によって生み出される再生可能エネルギーを活用した気候変動対策を進めるとともに、グリーンインフラ（自然環境への配慮を行いつつ、自然環境に巧みに関与、デザインすることで、自然環境が有する機能を引き出し、地域課題に対応することを目的とした社会資本整備や土地利用をいう。）の取組推進による持続可能で魅力ある地域づくりを進めることが不可欠となる。

また、本県の未来を担うのは、子どもや若者たちであり、本県が原発事故を乗り越え、将来にわたって持続的かつ健全に発展し、人間性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくためには、子どもや若者たちと共に様々な取組を進めていくことが重要である。

そこで、本県においては、2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向け、豊富な森林資源や多様な生態系、再生可能エネルギーを生み出す豊富な地域資源を最大限に活用するとともに、事業者や県民を始めとするあらゆる主体、世代の理解と共感を得ながら、オール福島で取組を推進することが必要であることから、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、本県の 2050 年までのカーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者、県民等の責務を明らかにするとともに、気候変動対策に関する必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的に取組を推進すること、さらには、県、事業者、県民等が相互に連携し、一体となって気候変動対策の推進を図ることで、持続可能な社会を構築し、もって将来の県民に良好な環境を継承することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 2 条第 3 項に規定する温室効果ガスをいう。
- (2) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。
- (3) カーボンニュートラル 人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保

全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。

- (4) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- (5) 緩和策 温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）を図るための施策をいう。
- (6) 再生可能エネルギー 太陽光、風力、水力、波力、地熱、バイオマスその他自然の作用により絶えず補充されるエネルギー源（以下これらを「再生可能エネルギー源」という。）を利用して得られるエネルギーをいう。
- (7) 水素等 水素及びアンモニア、合成メタン、合成燃料その他の水素化合物であって、化石燃料に代わる物質をいう。
- (8) 気候変動 地球温暖化その他の気候の変動をいう。
- (9) 気候変動影響 気候変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境において生ずる影響をいう。
- (10) 気候変動適応 気候変動影響に対応して、これによる被害の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。
- (11) 適応策 気候変動適応に関する施策をいう。
- (12) 気候変動対策 緩和策及び適応策をいう。
- (13) エシカル消費 持続可能な社会の構築のための、人、社会、環境、地域等に配慮した消費行動をいう。

（基本理念）

第3条 カーボンニュートラルの実現に向けた気候変動対策の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくりに貢献する取組を推進すること。
- (2) 気候変動対策を総合的かつ計画的に実施すること。
- (3) あらゆる主体が、それぞれの立場において、気候変動対策に関する取組を自主的かつ積極的に行うことができるよう、県を挙げて取り組み、カーボンニュートラルの実現に向けた社会的機運を醸成すること。
- (4) 緩和策と適応策を両輪として推進するとともに、気候変動対策を通じ、地域における課題の解決に貢献すること。

（県の責務）

第4条 県は、総合的かつ計画的な気候変動対策を策定し、実施するものとする。

- 2 県は、前項の気候変動対策の策定及び実施に当たっては、国、市町村、事業者（福島・国際研究産業都市（福島イノベーション・コースト）構想に基づき設置された拠点を始めとする各研究機関等を含む。）及び県民（県民を構成員とする民間団体を含む。）と連携し、及び協働して取り組むものとする。
- 3 県は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を率先して講ずるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、気候変動対策の重要性に関する理解を深めるとともに、その事業活動において、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 事業者は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、気候変動対策の重要性への関心と理解を深め、その日常生活において、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

2 県民は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

(観光等による一時滞在者の責務)

第7条 観光旅行者その他の県内に一時的に滞在する者（以下「一時滞在者」という。）は、県及び市町村が実施する気候変動対策に協力するよう努めるものとする。

2 一時滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等に自主的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

第2章 気候変動対策推進計画等

(気候変動対策推進計画)

第8条 知事は、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化の防止及び気候変動への適応に関する計画（以下「気候変動対策推進計画」という。）を定めるものとする。

2 気候変動対策推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 温室効果ガスの排出の量の削減及び吸収の量に関する中長期目標
- (2) 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
- (3) 気候変動適応に関する施策に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、気候変動対策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、気候変動対策推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、気候変動対策推進計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、気候変動対策推進計画の変更について準用する。

(取組状況の公表)

第9条 知事は、毎年、気候変動対策推進計画に基づく気候変動対策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

(県の事務及び事業における率先実施)

第10条 県は、自らの事務及び事業に関し、次に掲げる温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を率先して講ずるものとする。

- (1) 環境保全のための施策の推進に関すること。
- (2) 省資源・省エネルギーの徹底に関すること。
- (3) 再生可能エネルギーの最大限の利用に関すること。
- (4) 建築物の省エネルギー対策に関すること。

(5) 電動車（電気を動力の全部又は一部として使用して走行する自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。）の導入の推進に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な措置

第3章 緩和策の推進に関する事項

第1節 事業活動に関する気候変動対策

（事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等）

第11条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量を把握するとともに、省エネルギーの推進、エネルギー消費性能等が優れているエネルギー消費機器等（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第148条第1項に規定するエネルギー消費機器等をいう。以下同じ。）の使用その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する取組を行うよう努めるものとする。

（働き方の転換）

第12条 事業者は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、温室効果ガスの排出の量がより少ない働き方の導入に努めるものとする。

（エシカル消費の推進）

第13条 事業者は、事業活動及び消費行動が人、社会、地域及び環境に与える影響を理解し、エシカル消費に資する事業活動の実践に努めるものとする。

（カーボン・オフセットの推進）

第14条 事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量の削減が困難であると判断した場合において、事業活動を行う場所以外の場所で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入すること、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動を実施すること等により、その排出の量の全部又は一部を埋め合わせること（以下「カーボン・オフセット」という。）を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、カーボン・オフセットを行うに当たっては、県内で実現した温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収の量等を購入するよう努めるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減又は吸収を実現する活動については、県内において行うよう努めるものとする。

（環境に配慮した生産活動）

第15条 農林水産業を営む者は、第11条から前条までの取組に加え、堆肥の施用等による炭素の貯留機能の向上に資する農地の土壌管理その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に配慮した生産活動を行うよう努めるものとする。

第2節 交通及び自動車使用に関する気候変動対策

（公共交通機関等の利用等への転換）

第16条 県民及び一時滞在者は、自動車及び原動機付自転車（道路運送車両法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。）（以下これらを「自動車等」という。）のうち、自家用として使用されるもの（以下「自家用自動車等」という。）の使用に代えて、バス、鉄道その他の公共交通機関又は自転車（以下「公共交通機関等」という。）の利用に努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において使用する自動車等及びその従業員の通勤において使用する自家用自動車等からの温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、事業所の立地条件等に応じ、従業員に対し、公共交通機関等の利用又は徒歩による移動の促進に必要な取組を行うよう努めるものとする。

(エコドライブ及びアイドリングストップの実施)

第 17 条 自動車等を使用する者は、エコドライブ（温室効果ガスの排出の量をより少なくするための適切な運転をいう。）及び車両整備に努めるものとする。

2 自動車等を使用する者は、自動車等の使用に伴う温室効果ガスの排出の量を削減するため、自動車等を駐車し、又は停車するときは、アイドリングストップ（自動車等の原動機の停止をいう。）を行うよう努めるものとする。

(温室効果ガスの排出の量の少ない自動車等の購入)

第 18 条 自動車等を購入し、又は使用する者は、電動車その他の温室効果ガスを排出しない、又は温室効果ガスの排出の量が少ない自動車を優先的に選択するよう努めるものとする。

(自動車等を販売する事業者の購入者に対する環境情報の説明)

第 19 条 自動車等を販売する事業者は、自動車等を購入しようとする者に対し、当該自動車等に関する温室効果ガスの排出の量その他の環境情報について説明するよう努めるものとする。

(電動車の充電設備の設置等)

第 20 条 商業施設、宿泊施設その他の相当程度の集客が見込まれる施設であつて、駐車場を設置する者は、当該駐車場に電動車のための充電設備等を整備し、及び電動車を優先的に駐車するための区画を設置するよう努めるものとする。

2 給油取扱所（危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 3 条第 1 号に規定する給油取扱所をいう。）の新設並びに位置、構造及び設備の変更をしようとする者は、燃料電池自動車等に対し、水素を充填するための設備の導入について検討を行うよう努めるものとする。

(物流の効率化等)

第 21 条 事業者は、物流に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、配送の共同化その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者及び県民は、物流に係る温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、事業活動及び日常生活に関し、貨物等の発送、配達及び受取に当たっては、受取人の不在等の事由により再度の配達の必要を生じないよう努めるものとする。

第 3 節 建築物に関する気候変動対策

(建築物の新築等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等)

第 22 条 建築物の新築、増築若しくは改築又は改修（以下「新築等」という。）をしようとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排出の量の削減等のための取組を行うよう努めるものとする。

(再生可能エネルギーの利用等)

第 23 条 建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への再生可能エネルギー設備（再生可能エネルギー源を利用するための設備をいう。以下同じ。）及び水素利用設備の導入について検討を行うよう努めるものとする。

2 建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物の木造化（建築物の新築等に当たり、主要構造部の全部又は一部に木材を利用することをいう。以下同じ。）及び木質化（建築物の新築等に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分又は外壁等の屋外に面する部分の全部又は一部に木材を利用することをいう。以下同じ。）並びに県産材（県内の森林から生産された木材をいう。以下同じ。）の利用について検討を行うよう努めるものとする。

3 建築物の新築等をしようとする者は、電動車のための充電設備等の導入について検討を行うよう努めるものとする。

第 4 節 日常生活に関する気候変動対策

（エネルギーの使用の量の把握等）

第 24 条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、その日常生活に伴うエネルギーの使用の量の把握及び省エネルギーに努めるものとする。

（環境物品等の選択）

第 25 条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する環境物品等をいう。）その他のカーボンニュートラルの実現に資する物品又は役務を選択するよう努めるものとする。

（エネルギー消費性能等が優れている機械器具の使用等）

第 26 条 県民は、エネルギー消費機器等を使用する場合には、エネルギー消費性能等が優れているものを使用するよう努めるとともに、エネルギー消費機器等を効率的に使用するよう努めるものとする。

（生活様式の転換）

第 27 条 県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、温室効果ガスの排出の量がより少ない生活様式の転換に努めるものとする。

（エンカル消費の推進）

第 28 条 県民は、消費行動が人、社会、地域及び環境に与える影響を理解し、エンカル消費に資する日常生活の実践に努めるものとする。

（地産地消の推進）

第 29 条 県民は、農林水産物又はその加工品を消費する場合には、輸送及び加工に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない県内で生産された農林水産物又はその加工品を優先的に消費するよう努めるものとする。

第 5 節 再生可能エネルギー等の利用に関する気候変動対策

（再生可能エネルギー等の利用の推進）

第 30 条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その事業活動又は日常生活において、再生可能エネルギー等の利用の推進に努めるものとする。

2 商業施設、宿泊施設その他の相当程度の集客が見込まれる施設を設置する者は、災害発生時の備えにもなるよう再生可能エネルギー設備の導入に努めるものとする。

(再生可能エネルギー等の地産地消)

第 31 条 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、地域において得られた再生可能エネルギー及び地域において製造された水素等並びにそれらを利用して得られるエネルギーを当該地域において利用することができるよう努めるものとする。

(再生可能エネルギー設備等の設置に当たっての自然環境保全等)

第 32 条 再生可能エネルギー設備等を設置しようとする者は、当該設備等の設置に当たっては、関係法令を遵守して、災害の発生の防止、設置する場所の周辺の自然環境への負荷の低減並びに生物多様性及び景観の保全に努めるとともに、周辺住民の良好な生活環境の確保に配慮するよう努めるものとする。

(水素等の利用の促進)

第 33 条 県は、水素等の製造、輸送、貯蔵、利用等の体制及び設備の整備並びに需要の拡大に向けた事業者その他の関係者の間の連携の促進、水素等の利用の重要性に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第 6 節 エネルギー使用に起因しない気候変動対策

(事業活動における廃棄物の発生の抑制等)

第 34 条 事業者は、その事業活動に関し、廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

2 事業者は、廃棄物の処理に当たっては、温室効果ガスの排出の量の削減等に努めるものとする。

(日常生活等における廃棄物の発生の抑制)

第 35 条 県民及び一時滞在者は、その日常生活又は一時的な滞在に関し、廃棄物の発生の抑制に努めるものとする。

(資源の循環利用の促進)

第 36 条 事業者、県民及び一時滞在者は、廃棄物の分別を行うとともに、再生資源に係る回収活動に参加し、又は協力すること等により、再生利用その他の資源の有効な利用に努めるものとする。

(フロン類の排出の抑制)

第 37 条 事業者及び県民は、機器に冷媒として充填され、又は充填されていたフロン類を大気中に放出しないよう努めるものとする。

2 事業者及び県民は、温室効果ガスの排出の量の削減を図るため、製品を購入しようとする場合には、代替フロン（地球温暖化対策の推進に関する法律第 2 条第 3 項第 4 号に掲げる物質をいう。以下同じ。）を使用していない、又は代替フロンの使用の量がより少ない製品を選択するよう努めるものとする。

第 7 節 森林整備等に関する気候変動対策

(森林の整備の推進等)

第 38 条 県は、森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、市町村その他の関係機関と協力して、森林の整備及び保全に必要な措置を講ずるものとする。

2 森林所有者（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 2 条第 2 項に規定する森林所有者をいう。）、事業者、県民及び一時滞在者は、森林による温室効果ガスの吸収機能に鑑み、協力して森林の整備及び保全の推進に努めるものとする。

（県産材の利用）

第 39 条 県は、市町村その他の関係機関と協力して、県産材の利用を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者及び県民は、森林資源の循環的な利用による温室効果ガスの吸収の量の増加を図るため、県産材を積極的に利用するよう努めるものとする。

（再造林の推進）

第 40 条 県は、再造林（森林の伐採跡地において、再び苗木を植栽する等の方法で森林を造成することをいう。以下同じ。）を推進するため必要な措置を講ずるものとする。

2 森林所有者等は、皆伐後に再造林を行うよう努めるものとする。

（藻場等の保全等）

第 41 条 県は、事業者、県民等と連携して、温室効果ガスの吸収作用及び固定作用を有する藻場等の保全等の取組を推進するよう努めるものとする。

2 県は、猪苗代湖等の湖沼における温室効果ガスの吸収作用及び固定作用に関する知見を収集し、水質保全及び生態系保全との両立を図りながら効果的に利用するため必要な措置を講ずるものとする。

（都市緑化の推進）

第 42 条 事業者及び県民は、都市における温室効果ガスの排出の量の削減等を図るため、その所有し、又は管理する建築物及びその敷地の緑化に努めるものとする。

第 4 章 適応策の推進に関する事項

（適応策の推進に関する基本的事項）

第 43 条 県は、地勢、産業、人口の年齢別構成等の地域の特性を踏まえ、気候変動影響に係る被害の防止又は軽減及び気候変動影響の効果的な活用の両面から、農林水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害・沿岸域、健康、産業・経済活動、国民生活・都市生活の各分野の適応策を推進するものとする。

2 事業者及び県民は、その事業活動又は日常生活に及ぶ気候変動影響に関する情報を収集し、気候変動適応に関する知識及び技能の習得に努めるとともに、適応策を行うよう努めるものとする。

（適応策の推進における重点的事項）

第 44 条 県、事業者及び県民は、適応策のうち、特に次に掲げる事項について、重点的に推進するものとする。

(1) 水害、土砂災害その他の自然災害に係る被害の防止又は軽減に資する取組

(2) 熱中症、感染症その他の疾病の予防に資する取組

(3) 農林水産物の栽培技術等の開発、生産基盤の整備その他の食料供給の確保に資する取組

(福島県気候変動適応センター)

第 45 条 県は、県内における適応策を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う拠点として、福島県気候変動適応センターを設置し、運営する。

(適応策の推進に関する支援)

第 46 条 県は、県内における適応策を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行うことにより、事業者、県民等が行う適応策を支援するものとする。

第 5 章 気候変動対策に関する県民の理解の増進等

(カーボンニュートラルの実現に向けた取組に関する理解の促進等)

第 47 条 県は、地球温暖化の現状及び気候変動対策の重要性について、事業者、県民等の理解を深めるため、緩和策及び適応策に関する情報及び意見を交換する機会の提供、これらの者による主体的かつ積極的なカーボンニュートラルの実現に向けた取組を促進するための支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(カーボンニュートラルの実現に資する産業の育成及び振興)

第 48 条 県は、カーボンニュートラルの実現に資する産業の育成及び振興を図るため、事業化及び事業者の当該産業への参入の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(温室効果ガスの排出の量の削減等に資する技術の研究開発等)

第 49 条 県は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の研究開発及び活用を推進するため、事業者、大学その他研究機関等との連携の強化、当該研究開発の成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(カーボンニュートラルの実現に資する産業人材の育成)

第 50 条 県は、カーボンニュートラルの実現に資する産業人材の育成を図るため、実践的な知識と技術の習得のための職業訓練の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(環境教育の推進)

第 51 条 県は、県民のカーボンニュートラルの実現に向けた意識を高め、主体的に行動することができる人材を育成するため、市町村その他の関係機関と連携し、学校、地域社会その他の様々な場を通じて、実践的な環境教育を推進するものとする。

(顕彰)

第 52 条 知事は、カーボンニュートラルの実現に向けた取組を積極的に実施する事業者、県民等の顕彰を行うものとする。

(財政上の措置)

第 53 条 県は、カーボンニュートラルの実現に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとする。

第6章 気候変動対策に関する推進体制

(推進体制の整備)

第54条 県は、事業者、県民、市町村、地域地球温暖化防止活動推進センター（地球温暖化対策の推進に関する法律第38条第1項の規定により知事が指定するものをいう。）その他関係機関と連携して、カーボンニュートラルの実現に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(関係者の連携協力)

第55条 県は、国及び他の地方公共団体と連携し、及び協力して、カーボンニュートラルの実現に関する施策を推進するものとする。

第7章 雑則

(条例の見直し)

第56条 知事は、この条例の施行の状況、気候変動対策に係る技術水準の向上及び社会経済情勢の変化を踏まえ、適時に、その見直しを行わなければならない。

2 知事は、前項の見直しに当たっては、あらかじめ、福島県環境審議会の意見を聴かなければならない。

(補則)

第57条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。